

令和5年2月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和4年度2月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第68号	農地法第3条許可申請書審議について	(9件)
議案第69号	農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第70号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第71号	農地法第5条許可申請書審議について	(4件)
議案第72号	非農地証明願出書審議について	(2件)
議案第73号	農用地利用集積計画審議について	(51件)
議案第74号	農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議について	(1件)
議案第75号	日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選出について	(1件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (1人)

12番 横山 義晴

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和		34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

33番 藤崎 善行

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	東 浩文	次長兼農業振興係長	吉富 良一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和4年度2月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。
なお、横山委員から欠席届が提出されています。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、13番「地頭所 忠一」委員と14番「池田 初男」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第68号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料1頁の番号3、番号4の2件です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、129,739㎡、作物は野菜です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、132,570㎡、作物は甘藷です。
以上、計2件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

10番 議案第68号の番号3について報告いたします。

令和5年2月21日、私と副の池畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中及び一部非農地相当の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第68号の番号4について報告いたします。

令和5年2月21日、私と副の池畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、非農地相当の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 議案第68号の東委員が関係する番号3、番号4の2件の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第68号の東委員が関係する番号3、番号4の2件の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第68号の東委員が関係する番号3、番号4の2件の案件について、許可することに決定しました。

東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、議案第68号の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 1頁から2頁にかけての7件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は485㎡、作物は野菜です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,324㎡、作物は野菜です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,674㎡、作物は野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,069㎡、作物は水稻です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,656㎡、作物は水稻です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,425㎡、作物は飼料米です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は553㎡、作物は甘藷及び野菜です。

以上、計7件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

2番 議案第68号の番号1について報告いたします。

令和5年2月18日、私と副の重水委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第68号の番号2について報告いたします。

令和5年2月19日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第68号の番号5について報告いたします。

令和5年2月18日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第68号の番号6について報告いたします。

令和5年2月20日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第68号の番号7について報告いたします。

令和5年2月21日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第68号の番号8について報告いたします。

令和5年2月21日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第68号の番号9について報告いたします。

令和5年2月20日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、重機等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第68号の議事参与制限以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第68号の議事参与制限以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。

議案第68号の議事参与制限以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第69号「農地法第4条許可申請書審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の12頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、牛舎、堆肥舎です。

規模拡大に伴い、新牛舎を建築するものですが、現在の牛舎を平成18年頃、また堆肥舎を平成21年頃にそれぞれ農地転用の許可を得ないまま建築済みのため、始末書を添付しての申請となっております

以上、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

事務局 本日は、横山委員が欠席のため、事務局にて報告書を代読させていただきます。

議案第69号の番号1について報告いたします。

令和5年2月18日、私と副の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約210mに位置する農地であり、その規模が約0.2haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第69号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第69号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第69号の案件は、許可することに決定しました。

会長 次に日程第4、議案第70号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、議案第70号の番号1は、日程第5、議案第71号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4と関連しますので、合わせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の14頁をご覧ください。番号1は、16頁の議案第71号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4と関連がありますので、合わせて説明いたします。本申請は、令和4年12月27日付指令日農委第5号97で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

計画者は、農地部分については前回までに9筆1,760㎡でキャンプ場を整備予定でありました

が、隣接地の3筆について、売買の同意が得られたため、農地計12筆2, 111㎡、隣接する宅地及び雑種地も含め一体利用面積は3108.1㎡にてキャンプ場を整備するため、事業計画変更するものであります。また、日置市土地利用協議についても、建設課と打合せをしているとのこと。

なお、今回で申請は終了とのこと。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

19番 議案第70号の番号1と議案第71号の番号4については一括して報告いたします。

令和5年2月20日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。

議案第70号の番号1と関連する議案第71号の番号4の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第70号の番号1と関連する議案第71号の番号4の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第70号の番号1と関連する議案第71号の番号4の案件について、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第71号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは資料の16頁をご覧ください。番号4を除く3件について説明します。

番号1の転用目的は、一般住宅、庭、駐車場、通路、権利種別は所有権移転です。

隣接地の北側宅地2111番2も同時に取得し、通路部分を除いた一体利用面積は429.76㎡です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

以上、番号4を除く3件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第71号の番号1について報告いたします。

令和5年2月18日、私と副の重水委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第71号の番号2について報告いたします。

令和5年2月21日、私と副の西園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地であるので、第3種農地の土地区画整理区域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第71号の番号3について報告いたします。

令和5年2月19日、私と副の迫委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、集落に接続して資材置場を整備するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第71号の番号4以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第71号の番号4以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第71号の番号4以外の案件については、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第72号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の21頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1及び番号2は20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願ひします。

6番 議案第72号の番号1について報告いたします。

令和5年2月18日、私と副の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第72号の番号2について報告いたします。

令和5年2月18日、私と副の馬場委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第72号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第72号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第72号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第73号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。山口 義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 24頁の番号1、所有権移転分です。売買です。

面積について、田は847㎡、畑は無し、計847㎡、作物は水稻です。

同じく山口委員が関係する案件です。

27頁の番号7、貸借です。

面積について、田は771㎡、畑は無し、計771㎡、うち再設定面積は771㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第73号の山口委員が関係する所有権移転の番号1及び利用権設定の番号7の2つの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。

議案第73号の山口委員が関係する所有権移転の番号1及び利用権設定の番号7の2つの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

8番 [着席]

会長 次に、東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 25頁の番号5、6、7、所有権移転分です。売買です。

この案件につきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、田は無し、畑は2,679㎡、計2,679㎡、作物は甘藷です。

同じく東委員が関係する案件です。

28頁の番号16、29頁の番号19から番号21、番号23、30頁の番号25から29、貸借です。

面積について、田は1,580㎡、畑は11,434㎡、計13,014㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は10件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第73号の東委員が関係する所有権移転の番号5から番号7、利用権設定の番号16、番号19から番号21、番号23、番号25から番号29の13の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。

議案第73号の東委員が関係する所有権移転の番号5から番号7、利用権設定の番号16、番号19から番号21、番号23、番号25から番号29の13の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、奥和俊委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 26頁の番号1、番号2です。貸借です。

面積について、田は2,501㎡、畑は無し、計2,501㎡、うち再設定面積は、2,501㎡、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第73号の奥委員が関係する利用権設定の番号1、番号2の2件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第73号の奥委員が関係する利用権設定の番号1、番号2の2件の案件は、計

画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

奥委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着席]

会長 次に、佐藤 洋三委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

20番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 26頁の番号5です。貸借です。

面積について、田は781㎡、畑は無し、計781㎡、

うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第73号の佐藤委員が関係する利用権設定の番号5の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第73号の佐藤委員が関係する利用権設定の番号5の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

佐藤委員に着席の連絡をしてください。

20番 [着席]

会長 次に、馬場 五男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

7番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 27頁の番号11です。貸借です。

面積について、田は919㎡、畑は無し、計919㎡、うち再設定面積は919㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第73号の馬場委員が関係する利用権設定の番号11の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。

議案第73号の馬場委員が関係する利用権設定の番号11の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

馬場委員に着席の連絡をしてください。

7番 [着席]

会長 次に、田中 宏和委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

32番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 29頁の番号22です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は3,632㎡、計3,632㎡、

うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第73号の田中委員が関係する利用権設定の番号22の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。

議案第73号の田中委員が関係する利用権設定の番号22の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

田中委員に着席の連絡をしてください。

32番 [着席]

会長 次に、地頭所 忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 29頁の番号24です。貸借です。

この案件につきましては、借人が地頭所委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は2,407㎡、計2,407㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

同じく地頭所忠一委員が関係する案件です。

32頁の番号40、番号41です。貸借です。

面積について、田は835㎡、畑は無し、計835㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第73号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号24、番号40、番号41の3件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。

議案第73号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号24、番号40、番号41の3件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、春成 勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 31頁の番号33、32頁の番号38です。貸借です。

この案件につきましては、借人及び貸人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は773㎡、畑は672㎡、計1,445㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第73号の春成委員が関係する利用権設定の番号33、番号38の2件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第73号の春成委員が関係する利用権設定の番号33、番号38の2件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時05分とします。

<休憩：9時55分～10時05分>

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、議案第73号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。資料の24頁、番号2から4です。

番号2、番号3は交換、番号4は贈与です。

面積について、田は8,393㎡、畑は無し、計8,393㎡、作物は水稻です。

次に、利用権設定分です。資料の26～32頁です。貸借です。

面積について、田は11,776㎡、畑は7,182㎡、計18,958㎡、うち再設定面積は10,028㎡、利用権設定件数は20件、うち再設定件数は7件です。

最後に、農地中間管理事業分です。

資料の33頁です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は4,540㎡、計4,540㎡、うち再設定面積は1,250㎡、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第73号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。

議案第73号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第8、議案第74号「農作業標準賃金表及び賃借料情報に係る審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 34頁をご覧ください。議案第74号「農作業標準賃金表及び賃借料情報に係る審議」について、ご説明いたします。

これにつきましては、昨年12月の総会時、委員の皆様方にご説明をし、その後、地域ごとに検討していただいた結果を、1月19日の地域代表による検討会で協議し取りまとめた内容となっております。

協議結果について、報告は受けられていると思いますので、変更点のみ簡潔に御説明いたします。

まず初めに、「令和5年度農作業関連標準賃金表」についてですが、1点目、一番上の段の一般農作業最低賃金が、県最低賃金の改定に伴い、260円増額の6,830円に変更しております。

2点目、一番下段の草刈り料金についてです。令和4年度までは、草払い機による草刈り料金で設定してまいりましたが、草払い機による料金とハンマーナイフ及び自走式草刈機の料金と区別しております。なお単価については、草払い機による料金を1,200円から1,500円に引き上げ、ハンマーナイフ等による草払い料金2,500円で新たに設定しております。それ以外につきましては、昨年度と同額・同内容となっております。

次に「農地の賃借料情報」についてです。35頁をご覧ください。

アンダーラインのあるところが変更のあったところとなります。

田、畑、茶畑の賃借料の平均額につきまして、全地域の田、畑、茶畑において、前年度と同額としております。

最高額・最低額、データ数につきましては、データどおりで記載してあります。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質疑等はございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第74号の案件については、賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第74号の案件については、原案のとおり決定しました。

会長 次に、日程第9、議案第75号「日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選出について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の36頁をご覧ください。議案第75号「日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選出について」ご説明いたします。

本案は、日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員規程第3条第4項の規定に基づき、日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選任を定めるもので、日置市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条の規定に基づき、日置市農地利用最適化推進委員の候補者の評価を行うため、提案するものであります。

37頁の上の段の日置市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則をご覧ください。

第9条で、農業委員会は、推薦の求め及び募集の期間が終了したときは、第6条の規定により推薦を受けた者及び第7条の規定により応募した者について、日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、その評価を行うものとする定められております。

第10条では、候補者評価委員会の評価の結果に基づき、農業委員会の総会における合議によって推進委員を決定し、委嘱するものとする定められております。

次に下の段の日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規程をご覧ください。

第3条で候補者評価委員会の委員の構成が定められております。第1項で、委員会は委員長、副委員長及び委員を持って組織され、第2項で、委員長は農業委員会会長を持って充てる、第3項で、副委員長は農業委員会会長代理をもって充てる、第4項で委員は、農業委員会の総会によって選出された農業委員会の委員をもって充てる、とされております。これに基づきまして、総会議案として提出

させていただきます、評価委員会の委員長、副委員長以外の評価委員の選出を求めるものでございます。
それでは事務局の方で選出方法について、ご説明いたします。

事務局としましては、平成29年度と令和2年度と同様に、会長、会長代理を含め、地域代表の農業委員である伊集院地域代表の馬場会長、東市来地域奥会長代理、日吉地域代表の野元委員、吹上地域代表の東委員、の計4人と、その4人以外に各地域から1人ずつ選出していただき、合計8人の方で評価委員会委員として、選出していただきたいと考えております。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます

会長 　　ただいま評価委員会の委員選出方法について、事務局から説明がありましたが、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 　　〔質問・意見等なし〕

会長 　　質疑等ございませんので、評価委員会の委員は、会長、会長代理を含めた地域代表農業委員の4人と、各地域から1人選出し、合計8人とすることにご異議ありませんか。

議場 　　〔異議なし〕

会長 　　ご異議ありませんので、議案第75号「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選出について」、評価委員会の委員は、8人とすることに決定しました。

会長 　　それでは、ここでしばらく休憩し、その間に、それぞれ地域の農業委員ごと集まり、評価委員会委員1人の選出を行っていただき、各地域代表の方は、事務局長に報告をお願いします。

それでは、しばらく休憩します。

議場 　　〔地域ごとに選出〕

会長 　　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各地域から評価委員の報告がありましたので、事務局から報告を求めます。

事務局 　　まず、地域代表委員である馬場会長、奥会長代理、日吉地域代表の野元委員、吹上地域代表の東委員の4人と、東市来地域が池田委員、伊集院地域が山口委員、日吉地域が迫委員、吹上地域が今屋委員の4人、合計8人の評価委員です。

会長 　　ただいま、事務局から報告がありました8人を評価委員として決定しました。

会長 　　以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 　　令和4年度2月総会を閉会します。

(閉会 10時15分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

13番

14番